

公益財団法人寺西育英会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人寺西育英会(以下「本会」という。)「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、本会の事業活動に伴う個人情報を保護するため、本会の理事、監事、評議員、奨学生選考委員会委員及び事務職職員等、当該事業活動に携わる者が遵守すべき基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、本会の事業活動に伴う個人情報(以下「個人情報」という。)とは、本会の奨学生募集、採用、給付及び指導等本会の事業を遂行する上で取得した本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、学校名及びその他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(個人情報の内容)

第3条 個人情報の内容は、別表1 に掲げるものをいう。

(利用の目的)

第4条 本会は、個人情報の利用目的を次のとおりとし、この目的以外では個人情報を取得しないものとする。

- (1) 奨学生を募集するため
- (2) 奨学生を採用するため
- (3) 奨学金を給付するため
- (4) 奨学生を指導するため
- (5) 奨学金の給付が終了した後、本会との良好な関係を維持するため
- (6) その他本会の目的を達成するため

(個人情報の安全性管理)

第5条 個人情報の安全性を確保するため、備置き等の管理方法は次のとおりとする。

- (1) 個人情報は、本会が指定するロッカーに備置きし、施錠しなければならない。
- (2) 離席する時は、個人情報を机上に放置してはならない。退室時には、個人情報を所定の場所に収納しなければならない。
- (3) 不要になった個人情報は、所定の廃棄手続きをとる。
- (4) 個人情報は、関係者以外がいる場所で閲覧又は開示してはならない。
- (5) 個人情報は、本会外に持ち出してはならない。

(個人情報の備置き期間)

第6条 個人情報の備置き期間は、本会の選考及び選考後の奨学生の管理に必要な期間とする。

(個人情報の廃棄等)

第7条 備置き期間を経過した個人情報は、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(同前)

第8条 個人情報に係わる書類を廃棄する場合は、廃棄方法を明確にし、理事長の承認を得なければならない。

(同前)

第9条 不要となった個人情報が入力されている磁気媒体は、確実に消去しなければならない。

(個人情報の利用及び提供)

第10条 個人情報の利用及び提供は、本人が同意した利用目的の範囲で行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人又は公衆の生命、健康及び財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 個人情報を統計(多数の個人情報を集約)し、本人を特定できない形式でその統計表を第三者に提供する場合

(個人情報の正確性管理)

第11条 個人情報は、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(個人情報の開示等)

第12条 個人情報の開示、照会を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、適切に対応しなければならない。ただし、奨学生の選考過程等に関する情報については、この限りではない。

(個人情報の訂正等)

第13条 個人情報の訂正、削除を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、記載事項等を確認し、速やかに訂正、削除しなければならない。

(個人情報の証明書等の発行)

第14 条 個人情報に関する証明書の発行等を求められた場合は、本人及び利用目的等を確認し、理事長の承認を得なければならない。

(個人情報の停止等)

第15 条 個人情報の停止及び本会からの連絡等を拒まれた場合は、厳正に本人の確認を行い、対応しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人として本会の設立の登記の日から施行する。

別表 1 個人情報の内容(第3 条関係)

書類の種類	対象	個人情報
応募時に提出する書類	公立高等学校奨学生	奨学生願書 住民票 市町村長の所得証明書 在学証明書 奨学生推薦書
毎年9月に提出する書類	公立高等学校奨学生	学業成績証明書 生活状況報告書
修了時に提出する書類	公立高等学校奨学生	修了届
随時提出する書類	公立高等学校奨学生	変更届 休学・長期欠席届 復学届 退学（停学・留年）届